

高知県あつたかふれあいセンター事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県あつたかふれあいセンター事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動などを行う地域福祉活動を推進するため、あつたかふれあいセンター事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱において「あつたかふれあいセンター」とは、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点のことをいう。

- 2 あつたかふれあいセンターは、地域福祉活動に係る課題への対応又はニーズの把握、その他小規模多機能支援拠点として必要な機能を担うこととする。
- 3 あつたかふれあいセンターは、別表第1の左欄に掲げる事業メニューごとに、同表の右欄に掲げる要件等に従い、同欄中の表に掲げる事業を実施することにより、前項の機能を担うこととする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業を適確に遂行するに足りる能力を有すると認める次に掲げる団体等（以下「受託団体」という。）のいずれかに市町村が委託して実施する別表第1の右欄に掲げる事業（以下「委託事業」という。）とする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 民間企業
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人
- (4) その他の法人等

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、第2条の目的を達成するため、委託事業の実施に要する別表第2第3欄に掲げる経費であって市町村が委託料として支出するものとする。

- 2 前項の委託料として支出する経費により受託者が取得し、又はその効用が増加する財産については、その取得価格又は効用の増加価格の上限を50万円とする。

(補助限度額及び補助率)

第6条 補助限度額は、別表第2第1欄に掲げる区分ごとに、同表第4欄に定めるとおりとし、補助率は同表第5欄に定めるとおりとする。

(委託契約等)

第7条 市町村が受託団体と締結する事業委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

- 2 前項の随意契約の方法は、市町村が当該委託契約の内容が競争入札に適さないと認めるとき限り、これによることができる。
- 3 前項の随意契約により契約を行う場合は市町村の財務規則、会計規則その他契約に当たり遵守すべき規則を遵守しなければならない。
- 4 委託契約には、委託しようとする市町村の財務規則、会計規則その他契約に当たり遵守すべき規則に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 補助事業の実施内容
 - (2) 補助事業の実施期間
 - (3) 補助事業の事業費及び人件費の見込み額
 - (4) 補助事業を実施する場所及び委託事業の対象とする区域
 - (5) 受託団体は、補助事業が終了した場合は、補助事業の開始期日及び終了期日並びに補助事業の事業費及び人件費の額その他必要な事項に関する実績報告を作成し、市町村に提出しなければならないこと。
 - (6) 市町村は、受託団体に対し、前号の実績報告により確定した委託契約額が概算払により既に受託者に交付した委託金の額を下回るときはその差額を、受託団体が委託事業により収入を得たときはその収入に相当する額を、市町村へ納付するよう命じなければならないこと。
 - (7) 市町村は、受託団体が補助事業の実施に当たり、別表第1右欄に掲げる要件等を満たさなかった場合に、既に交付した委託金の一部又は全部を返納させることができること。

(市町村の遵守事項)

- 第8条 市町村は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
 - (2) 補助事業の実施状況又は委託金の支出状況について知事から報告を求められた場合において、速やかにその状況を記した報告書類を作成し、知事に提出すること。
 - (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくこと。
 - (4) 前号に規定する会計帳簿その他補助事業に係る収入及び支出の内容を証する書類について、補助事業の完了（第14条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第17条の規定による補助事業を取り消された場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の求めに応じて供覧することができるよう保管しておくこと。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても適切な管理者を置き管理すること。
 - (6) 補助事業により取得し、又はその効用が増加した財産については、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供さないこと。
 - (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより得た収入については、県と協議し、その収入の一部を県に納付すること。
 - (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げる各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないことその他の県の暴力団等の排除に係る取扱いに従うこと。
 - (9) 市町村は、第3号から前号までに掲げるもののほか、受託団体に対して次の条件を付さなければならないこと。
 - (ア) 事業終了後において、消費税の申告により当該委託金に係る消費税仕入控除税額等（委託金に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第

108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。)が確定した場合には、その金額を速やかに市町村に報告するとともに、当該金額を市町村に返還しなければならないこと。

(補助金の交付の申請等)

第9条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付決定を受けた補助事業について第12条に規定する重要な変更をしようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金交付変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助金の交付を申請するに当たって、受託団体の当該委託金に関する消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(受託団体の遵守事項)

第10条 市町村は、第7条の規定により受託団体と委託契約を締結するに当たっては、次に掲げる事項を受託団体に遵守させなければならない。

- (1) 補助事業を実施する区域内に居住する住民が、当該あつたかふれあいセンターの運営に参画することができるようすること。
- (2) 補助事業の実施に要する費用のうち、飲食費又は創作活動の材料費その他利用者個人の受益に係る費用については、その相当額を、あつたかふれあいセンターの利用料として利用者から徴収すること。ただし、別表第1の拡充機能の(6)「子ども食堂」を実施する場合の参加者からの費用徴収については、「高知家子ども食堂登録制度実施要綱」第2の2の(2)参加者からの費用徴収の規定によるものとする。
- (3) 補助事業の実施に起因する事故等による法律上の賠償責任を補償する保険へ加入し、利用者の安全を確保すること。
- (4) 市町村、市町村社会福祉協議会その他関係機関に協力を依頼し、利用者の苦情又は相談等に対応することができる体制を整備すること。
- (5) 補助事業を実施する職員に、利用者の特性に応じた対処方法等に関する研修を受講させること。
- (6) 利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、補助事業の実施により知り得た秘密を漏らさないこと。

(補助金の交付の決定)

第11条 知事は、第9条の規定に基づき提出された補助金交付申請書の内容を審査し、申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をするとともに、その旨の申請を行った市町村に通知するものとする。

(重要な変更)

第12条 第9条第2項の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 新たな事業の追加
- (2) 既に補助金の交付の決定を受けた事業に係る次に掲げる変更
 - ア 事業名の変更
 - イ 事業内容の大幅な変更
 - ウ 事業実施場所の大幅な変更
 - エ 事業費の増額又は20パーセントを超える減額
 - オ 事業実施期間の2月を超える変更

力 受託団体が補助事業を実施する場合に取得する財産（取得価格が10万円以上の備品に限る。）の総額が50万円以上の増額となる変更

（事業の中止又は廃止）

第13条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告及び検査）

第14条 市町村は、補助事業の完了（第13条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から20日以内に、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて市町村に対して報告を求め、又は県の職員に事業所に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る補助事業が適正に行われたかどうかを調査することができる。
- 3 前項の調査により、実績報告に係る事業がこの要綱に定める補助事業に適合しないことが明らかになったときは、知事は、市町村に対して、適合させるための措置を行うことを命ずることができる。
- 4 第9条第3項ただし書の規定により交付申請した市町村は、第1項の実績報告書の提出に当たって、受託団体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第9条第3項ただし書の規定により交付申請した市町村は、第1項の実績報告書を提出した後に、受託団体の消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

- (1) 市町村がこの要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたと認められる場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（担当窓口の明確化等）

第16条 市町村は、補助事業に係る担当窓口を明確にし、補助事業を周知し広報するとともに、事業の委託に関する問い合わせに対応しなければならない。

（グリーン購入）

第17条 市町村は、受託団体に対して、物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるよう促すものとする。

(情報公開)

第18条 補助事業及び補助対象者である市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月16日から施行する。
- 2 第9条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。
- 4 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第4号から第7号まで、第15条及び第18条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の平成26年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和元年度事業については、なお従前の例によることができる。